

裁判員制度広報懇談会においてご意見を伺いたい事項

1 平成19年度における裁判員制度広報

- (1) 裁判員制度全国フォーラムにおける不適切な募集行為について
- (2) 平成19年度におけるシンポジウム方式の広報・啓発企画の在り方

ア 内容, 意義

- ① フォーラムのような直接対話型・シンポジウム型広報をこれまで2回実施。2回目の本年は, 選任手続イメージの具体化等を踏まえ, 映像やパネルディスカッションの内容をより具体化(伝達する情報の増加, 具体化)。
- ② 比較的関心の深い参加者に対する直接的かつ双方向的な情報提供や意見交換。掘り下げた議論が可能。
- ③ 各地方新聞に広告, 採録記事が掲載。全国紙や雑誌への広告掲載が中心のメディアミックス等と有機的に連携・分担。

イ 明らかになった課題

- ① 各都道府県で年1回, 1会場の参加者は200~500人規模と必ずしも多人数を対象にしているとはいえず。
- ② 反面, 参加者の募集に相当のエネルギー。費用対効果の関係いかん。
- ③ シンポジウム方式である以上, 企画に大きな変化はなく, 今後マンネリ化の懸念。

ウ あと2年を切った時点でのこの種企画の在り方

- ① 国民の参加を募り, 直接情報提供したり, 意見交換をする企画の必要性, 意義
- ② 規模, 回数, 場所
- ③ 企画のイメージ, コンセプト

2 平成20年度における裁判員制度広報

- (1) 裁判員制度実施前年の広報活動を考える上で前提となる状況

ア 実施準備のためのスケジュール

- ① 平成20年の前半に施行日政令の制定(裁判員制度実施日の明確化)
- ② ①の政令制定の前提としての広報啓発効果の・国民の意識, 迅速で

分かりやすい裁判を実現するための法曹三者の態勢，国民が参加しやすい環境整備の状況・見通しの検証

- ③ 9月1日までに選任関係の規定の一部先行施行
 - ④ 10月15日までに翌年度の裁判員候補者名簿の調製
 - ⑤ 年末までに裁判員候補者名簿に記載された国民に対する通知・調査票の送付
- イ 平成20年度における国民の裁判員制度に対する意識の実情
- (2) 裁判員制度実施前年の広報活動の在り方
- ア 基本コンセプト
- 実施前年の広報活動の重点（訴求対象，内容）
それ以前の広報活動と違ったものがあるか。
- イ 広報の具体的な在り方
- ① 重点的に伝える情報・メッセージ
 - ② 訴求対象の重点（全国民に対する広報と裁判員候補者等特定の対象者に向けた情報提供，啓発活動とのバランス）
 - ③ これまで利用してこなかったテレビ（例えばテレビコマーシャル）の活用の要否，費用対効果の点で優れた活用の在り方，その他の広報企画との連携の在り方
- (3) 裁判員制度実施後の広報活動との継続性